

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

京都市長 松井孝治

京都市規則第35号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表条例第3条第1項第1号エに規定する事務の項中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 精神障害者保健福祉手帳関係情報

別表条例第3条第1項第1号クに規定する事務の項中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 精神障害者保健福祉手帳関係情報

別表条例第3条第1項第1号ケに規定する事務の項中第16号を第18号とし、第6号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 精神障害者保健福祉手帳関係情報

別表条例第3条第1項第1号ケに規定する事務の項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 身体障害者手帳関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)